

インターネットを使った選挙運動 ～青少年の皆さんが注意すべきこと～

平成 25 年 4 月にインターネット選挙運動が解禁され、また、平成 28 年 6 月には選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられるなど、普段からインターネットを利用している青少年の皆さんにとっても、選挙運動が身近なものとなってきています。しかしながら、17 歳以下（満 18 歳未満）の青少年の皆さんの選挙運動が禁止されていることを皆さんはご存知ですか。特にインターネットを使った選挙運動については、青少年の皆さんにとっても身近なものであるため、十分な注意が必要です。



1. 選挙運動とは？

選挙運動とは、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうために有利な活動」のことです。これはインターネット選挙運動についても同様で、SNS などで特定の候補者の応援メッセージを投稿する行為や、選挙運動の様子を動画サイトにアップする行為なども選挙運動になります。

2. 選挙運動をすることができる期間は？

選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間です。例えば、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言をしてもその時点から選挙運動の期間が始まったわけではありません。選挙運動の期間外に、インターネット上で立候補予定者への応援メッセージなどの選挙運動を行うことはできませんので注意してください。

3. 17 歳以下の選挙運動は法律で禁止されている！！

17 歳以下の青少年の皆さんの選挙運動は、法律（「公職選挙法」）により禁止されています。また、違反した場合は罰則があり「一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金」に処せられます。こちらもインターネット選挙運動でも同様になりますので、安易な投稿や動画サイトのアップにより選挙運動違反にならないように注意が必要です。



4. インターネットを使った選挙運動で注意すべきこと

インターネット選挙の解禁により、選挙権を持つ一般の人の選挙運動に関する投稿などが増え、今後、よりインターネットを活用した選挙運動が広まることが予想されます。そういった状況の中で、青少年の皆さんも、選挙運動に関する投稿や動画などに触れる機会もきっと多くなるのではないのでしょうか。

先にも述べたように、17 歳以下の青少年の皆さんは、リアルな現実の社会においてもインターネットの世界でも、選挙運動が禁止されています。17 歳以下の皆さんがインターネットを利用する際に、選挙運動違反にならないよう注意すべき点として、以下のような行為があります。

- ① 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込み
- ② 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿
- ③ 他人の選挙運動メッセージを SNS などで広める（リツイート、シェアなど）
- ④ 送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送 ※一般有権者にも禁止されています。

【「総務省 | インターネット選挙運動の解禁に関する情報」より引用】

※①～③の行為は、満 18 歳以上の有権者には許可されています。

これらの行為はあくまで例示であり、選挙運動に当たるかどうかは、個別具体の事実関係に即して判断されますが、例えば他人が発信した「この候補者を選挙で当選させましょう！！」といった SNS 上の投稿

に、17 歳以下の青少年の皆さんがリツイートやシェアなどで広めた場合、「特定の候補者を当選させるための活動」として選挙運動違反と判断される恐れがあります。選挙運動に関係するようなインターネット上の投稿や動画があった場合は、安易に反応しないことが大切です。

5. 最後に

選挙権年齢が引き下げられたことで、高校生でも満 18 歳以上であれば選挙権を持つことになります。下記の参考情報なども確認し、インターネットを使った選挙運動も含め選挙についてもっとよく知り、皆さん自身が社会の担い手であるという意識を持って、主体的に政治に参加できるようになりましょう。



6. 参考情報

◇ 総務省

- ・ 「選挙」を知って、実際の選挙に備えよう | 18 歳選挙

<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/about/>

- ・ インターネット選挙運動の解禁に関する情報

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

◇ 総務省・文部科学省

- ・ 高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」について

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html

◇ 文部科学省 ※教育関係者向け

- ・ 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm

- ・ 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関する Q&A（生徒指導関係）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm

◇ 安心ネットづくり促進協議会

- ・ グッドネットチャンネル（ニコニコ動画内）

第 6 回グッドネットチャンネル#006-2 2015 年度の振り返りについて（前編）

「青少年のインターネット選挙運動における注意点について」 ※08:50 頃～

<http://www.nicovideo.jp/watch/1459126283>

◇ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 ※本コンテンツを掲載

- ・ 啓発・教育ポータル

ケータイ・インターネットの歩き方 ～子どもが安心・安全につかうために～

「インターネットを使った選挙運動 ～青少年の皆さんが注意すべきこと～」

http://ema-edu.jp/others/text_el.html



制作：一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

啓発・教育プログラム部会